

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇規則 市町村に交付すべき昭和三十九年度分の地方交付税のうち、普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に関する規則

規 則

市町村に交付すべき昭和三十九年度分の地方交付税のうち、普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に関する規則をここに公布する。

昭和四十年一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二号

市町村に交付すべき昭和三十九年度分の地方交付税のうち、普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、地方団体に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に関する省令(昭和三十七年自治省令第十七号。以下「省令」という。)の定めるところに基づき、市町村に交付すべき昭和三十九年度分の地方交付税のうち、普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(方法)

第二条 市町村民税所得割のうち、申告分に係る基準税額は、当該市町村における所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第二十六条第一項の規定によつて申告書を提出する者が納付すべき昭和三十八年分の所得税額で、国税庁長官が調製する申告所得税課税状況報告

(確定申告の部)の基礎となつた昭和三十八年分の所得税額の昭和三十九年三月三十一日現在における額(地方税法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第七十四号)による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第五号の規定により所得税額に含まないこととされたものに係る額を除く。)に、〇・一七四六一を乗じて得た額とする。

(市町村民税所得割のうち源泉徴収分に係る基準税額の算定方法)

第三条 市町村民税所得割のうち、源泉徴収分に係る基準税額は、当該市町村における所得税法第三十八条第一項及び第三十八条の二第一項の規定によつて源泉徴収された昭和三十八年分の所得税額のうち、昭和三十九年度分の市町村民税の算定に用いられるべきであつた総所得金額及び退職所得の金額に対する額として知事が調査した額に、〇・二一三七六八を乗じて得た額とする。

(市町村民税法人税割に係る基準税額の算定方法)

第四条 市町村民税法人税割に係る基準税額は、当該市町村につき、次の各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

一 当該年度に係る額

次のイ及びロに定めるところによつて算定した額の合算額

イ 二以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人のうち二以上の都道府県(大都市の区域を除く。)又は大都市に事務所又は事業所を有する法人(以下本条において「市町村分割法人」という。)に係る分

知事が調査したところに基づき、地方税法第三十一条の十三及び第三百二十一条の十四の規定の例により、次の算式によつて算定した額

算式

$$A \times 0.06561 \times 1.002422 + B \times 0.06075 \times 0.995709 + C \times 0.06075 \times 0.946042$$

算式の符号

A……昭和38年4月1日から昭和39年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額(当該事業年度に係る法人税割について、昭和38年4月1日から9月30日までの間に終了した事業年度に係るものにあつては昭和38年11月30日までの間に、昭和38年10月1日から昭和39年1月31日までの間に終了した事業年度に係るものにあつては昭和39年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定(期限後申告に係るものを含む。以下本条において同じ。)があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。)

B……昭和39年2月1日から3月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額(当該事業年度に係る法人税割について昭和39年5月31日までの間に修正

申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。)

C……昭和29年4月1日から昭和38年3月31日までの間に事業年度が終了した法人で、昭和38年度中に修正申告、更正又は決定がなされたものの最終の課税標準額から昭和38年3月31日(昭和38年2月1日から3月31日までの間に事業年度が終了した法人に係るものにあつては、昭和38年5月31日)以前における最終の課税標準額を控除した額と、昭和38年4月1日から9月30日までの間に事業年度が終了した法人で、昭和38年12月1日から昭和39年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつたもの当該修正申告、更正又は決定による最終の課税標準額から当該法人に係るAの額を控除した額との合算額

ロ イの法人以外の法人(以下本条において「その他の法人」という。)に係る分
知事が調査したところに基づき、次の算式によつて算定した額

算式

$$D \times 0.06561 \times 0.994100 + E \times 0.06075 \times 1.037198$$

算式の符号

D……昭和38年2月1日から昭和39年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額(当該事業年度に係る

法人税割について昭和39年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合において、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。)

E……昭和29年4月1日から昭和38年1月31日までの間に事業年度が終了した法人で、昭和38年度中に修正申告、更正又は決定がなされたものの当該修正申告、更正又は決定に

よる課税の課税標準額から昭和38年3月31日以前における最終の課税標準額を控除した額

二 前年度における前号の額の過大算定額又は過少算定額
次のイ及びロに定めるところによつて算定した額の合算額。ただし、過大算定額が第一号によつて算定した額及び過少算定額の合算額をこえるときは、当該合算額とする。

算式

イ 市町村分割法人に係る分

知事が調査したところに基づき、地方税法第三十一条の十三及び第三百二十一条の十四の規定の例によつて、次の算式によつて算定した額

算式

$$\{ (F + G) \times 0.0567 \times 0.988049 + H \times 0.0567 \times 0.945656 \} - I$$

算式の符号

F……前号の算式の符号中Bに同じ。この場合に

よる課税の課税標準額から昭和38年3月31日以前における最終の課税標準額を控除した額

算式

$$\{ (F + G) \times 0.0567 \times 0.988049 + H \times 0.0567 \times 0.945656 \} - I$$

算式の符号

F……前号の算式の符号中Bに同じ。この場合に

において、同符号中「昭和39年」とあるのは「昭和38年」と読み替えるものとする。

G……前号の算式の符号中Aに同じ。

H……前号の算式の符号中Cに同じ。

I……昭和38年度における前号のイの額

ロ その他の法人に係る分

知事が調査したところに基づき、次の算式によつて算定した額

算式

$$(J \times 0.0567 \times 0.994094 + K \times 0.0567 \times 1.037201)$$

一 L

算式の符号

J……前号の算式の符号中Dに同じ。

K……前号の算式の符号中Eに同じ。

L……昭和38年度における前号のロの額

三 前年度以前の年度における第二号のイの額について自治大臣が修正すべきものと認められた額

(固定資産税の基準税額の算定方法)

第五条 固定資産税の基準税額は、土地に係る基準税額、家屋に係る基準税額及び償却資産に係る基準税額の合算額とする。

2 土地に係る基準税額は、次の各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

一 田、畑、宅地及び山林については、当該市町村の土地の種類ごとの当該年度分の固定資産税の課税標準額(地方税法第三百四十九条並びに同法附則第三十四項及び第三十五項の規定により当該年度分の固定資産税が課される場合における当該土地の課税標準額をいう。以下本号において同じ。)が、別表第一市町村別土地家屋総価額表の当該市町村の総価額と同額となるように、当該市町村内の土地(前年度の一月一日現在において土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録されるべきであつた土地をいう。ただし、地方税法第三百四十八条又は第三百五十一条本文の規定に該当するものを除く。)の種類ごとに算定した当該年度分の固定資産の課税標準額の総額

一 田、畑、宅地及び山林については、当該市町村の土地の種類ごとの当該年度分の固定資産税の課税標準額(地方税法第三百四十九条並びに同法附則第三十四項及び第三十五項の規定により当該年度分の固定資産税が課される場合における当該土地の課税標準額をいう。以下本号において同じ。)が、別表第一市町村別土地家屋総価額表の当該市町村の総価額と同額となるように、当該市町村内の土地(前年度の一月一日現在において土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録されるべきであつた土地をいう。ただし、地方税法第三百四十八条又は第三百五十一条本文の規定に該当するものを除く。)の種類ごとに算定した当該年度分の固定資産の課税標準額の総額

00386

に、〇、〇一〇二九を乗じて得た額の合算額

二 牧場及び原野については、当該市町村の土地の種類ごとの総価額が、別表第一の市町村別土地家屋総価額表の当該市町村の総価額と同額となるように、当該市町村の土地の種類ごとの当該年度の前年度の平均価額に当該市町村内の地積(前前年度の一月一日現在において、土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録されるべきであつた土地の種類ごとの面積をいう。ただし、地方税法第三百四十八条又は第三百五十一条本文の規定に該当するものを除く。)を乗じて算定した額に、〇、〇一〇二四八を乗じて得た額の合算額

三 その他の土地については、省令第三十二条第二項第三号の規定によつて算定した額

3 家屋に係る基準税額は、当該市町村の家屋の総価額が、別表第一の市町村別土地家屋総価額表の当該市町村の家屋総価額と同額となるように、知事が定めた市町村ごとの家屋の平均価額に当該市町村内の家屋の床

面積(知事が調査し、又は市町村長から報告を求めた当該年度分の家屋の平均価額算出の基礎として用いた家屋の床面積をいう。ただし、地方税法第三百四十八条又は第三百五十一条本文の規定に該当するものを除く。)を乗じて得た額(新たに建設された発電所、変電所又は送電施設の用に供する家屋で、地方税法第三百四十九条の第三項に該当するものうち、新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度以内のものについては当該家屋につき当該市町村長が評価した額に三分の二を、新たに固定資産税が課されることとなつた年度から六年度以上十年度以内のものについては当該家屋につき当該市町村長が評価した額に三分の一を乗じて得た額を、日本放送協会に係る家屋で地方税法第三百四十九条の第十項の規定に該当するものについては、当該家屋につき、当該市町村長が評価した額に、〇、〇一〇二九を乗じて得た額から、地方税法附則第四十三項の規定により、当該年

00387

度分の固定資産税から減額された額として知事が調査し、別表第一の市町村別土地家屋総価額表に示した額に、〇、七五を乗じて得た額を控除した額とする。

4 償却資産に係る基準税額は、次の各号に定める方法によつて当該市町村ごとに算定した額の合算額とする。

一 第二号以外の償却資産で市町村長が評価すべきものについては、省令第三十二条第四項第一号(一)により自治大臣から通知のあつた額(以下「通知額」という。)を次のイ及びロによつて算定した額の合算額

イ 通知額の十分の七の額を、当該市町村における昭和三十五年事業所統計に基づいて調査した令別表第十五(1)に定める産業分類ごとの、かつ、規模ごとの従業者数(国、県、市町村、これらの組合及び財産区の各事業所の従業者数、地方税法第三百四十八条の規定により非課税とされる償却資産を有する事業所における当該非課税とされる償却資産に係る従業者数(当該非課税とされる償却資

産を有料で貸し付けている事業所の当該非課税とされる償却資産に係る従業者数を除く。)同法第三百八十九条の規定により自治大臣又は知事が評価してその価格等を配分する償却資産を有する事業所における当該償却資産に係る従業者数及び自治大臣が調査した価格三千万円以上の償却資産(以下「三千万円以上の償却資産」という。)を有する事業所の従業者数並びにその従業者が五人未満である事業所の従業者数を除く。)にそれぞれ同表に定める補正率を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合計数に四〇六円七〇銭を乗じて得た額

ロ 通知額の十分の三の額を、当該市町村の償却資産課税台帳に登録された昭和三十九年度における償却資産の課税標準額の合算額(地方税法第三百五十一条本文の規定に該当するもの、同法第三百八十九条の規定によつて自治大臣又は知事が評価し配分した額、省令第三十二条第四項第一号(一)の

船舶に係る額及び三千万円以上の償却資産に係る額を除く。)に〇・〇〇二三五を乗じて得た額
 二 当該市町村について令第三十二条第四項第一号「
 一、四及び田の方法によつて算定した額
 (鉱産税の基準税額の算定方法)
 第六条 鉱産税の基準税額は、知事が調査した当該市町村の前年中における鉱物の種類別生産量に省令別表第十七に定める山元価格を乗じて得た額に別表第二に定める率を乗じて得た額の合算額とする。
 (木材引取税の基準税額の算定方法)
 第七条 木材引取税に係る基準税額は、知事が調査した当該市町村の昭和三十六年度、昭和三十七年度及び昭

和三十八年度の樹種別素材生産量の合計数を三で除して得た数に別表第三に定める率を乗じて得た数を樹種別(用途別を含む。)素材生産推定量とし、これにそれぞれ省令別表第十八に定める素材標準価格を乗じて得た額の合算額に〇・〇一三八を乗じて得た額とする。
 附則
 一 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年度分の普通交付税について適用する。
 二 市町村に交付すべき昭和三十八年度分の地方交付税のうち、普通交付税の算出に用いる基準税額の算定に関する規則(昭和三十八年十月鳥取県規則第四十六号)は、廃止する。

別表第一 市町村別土地家屋総価額表 (単位千円)

区分	土地					家屋			新築専用住宅軽減税額
	田	畑	宅地	山	林	原野	牧場	家屋	
郡	1,581,597	177,261	2,189,122	95,163	18,025	6,592,990	1,140	1,140	
鳥取市	858,838	417,446	2,589,966	39,083	2,568	5,895,039	775	775	
鳥取市	1,156,020	184,726	824,726	95,982	37,015	3,375,151	180	180	
市	74,742	197,460	584,942	3,557	54	1,315,067	132	132	

区分	土地					家屋			新築専用住宅軽減税額
	田	畑	宅地	山	林	原野	牧場	家屋	
出雲郡	396,760	29,120	45,412	56,676	8,629	196,353	14	14	
八頭郡	412,054	38,689	123,150	45,195	5,841	527,994	35	35	
八頭郡	112,295	34,802	18,073	18,931	2,479	111,335	7	7	
出雲郡	405,579	33,938	83,868	23,449	1,635	338,305	4	4	
八頭郡	199,872	23,216	42,812	47,456	1,534	165,108	2	2	
八頭郡	353,403	30,904	85,513	39,625	6,333	337,730	3	3	
八頭郡	253,241	40,881	58,542	45,501	6,792	218,827	1	1	
八頭郡	97,423	16,422	50,594	41,769	3,365	296,968	2	2	
八頭郡	115,164	13,906	36,146	13,525	305	146,018	2	2	
八頭郡	62,518	14,365	17,772	14,532	461	85,533	2	2	
八頭郡	263,106	16,455	82,745	33,451	5,209	393,402	16	16	
高野郡	329,033	40,856	85,039	13,305	787	352,721	14	14	
高野郡	196,098	13,063	49,026	19,973	1,814	204,599	6	6	
高野郡	206,532	48,290	71,279	43,249	3,535	388,405	6	6	
東伯耆郡	195,846	49,988	61,046	3,366	331	246,812	13	13	
東伯耆郡	39,914	36,338	35,121	16,012	890	156,415	15	15	
東伯耆郡	248,104	82,065	80,554	29,879	2,448	356,659	15	15	
東伯耆郡	281,186	25,195	76,837	56,801	6,060	594,114	8	8	
東伯耆郡	243,131	17,137	41,593	30,418	6,163	178,018	3	3	
東伯耆郡	241,738	85,288	54,206	10,219	919	229,971	9	9	
東伯耆郡	271,019	131,475	95,515	17,557	1,512	566,765	9	9	
東伯耆郡	381,135	136,612	144,998	36,889	7,177	548,838	12	12	
東伯耆郡	213,152	77,361	84,515	27,981	3,054	413,597	23	23	
西伯耆郡	354,232	29,750	63,301	52,905	6,846	241,878	6	6	
西伯耆郡	207,434	30,294	31,810	31,157	4,719	141,409	2	2	
西伯耆郡	273,333	38,389	51,373	30,982	5,696	144,138	2	2	
西伯耆郡	152,270	38,429	43,152	23,251	1,511	140,147	19	19	
西伯耆郡	52,933	18,943	57,681	—	14	749,287	1	1	
西伯耆郡	253,784	40,124	90,671	27,751	2,714	290,399	3	3	
西伯耆郡	395,434	46,382	79,677	33,598	4,633	353,257	1	1	
西伯耆郡	207,323	79,267	80,410	36,481	6,315	322,221	16	16	
西伯耆郡	235,840	73,370	55,480	23,127	7,198	225,635	3	3	

00390

日野郡	日江藩	南野町	町町町	490,060	183,175	241,542	309,415	27,654	18,891	19,408	31,684	86,004	67,678	43,322	59,054	123,266	57,198	25,579	32,717	21,151	9,496	3,133	14,773	752	424,276	283,649	200,321	267,868	115
-----	-----	-----	-----	---------	---------	---------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	-----	---------	---------	---------	---------	-----

別表第二 鉱産税の基準税額の算定に用いる乗率表

鉱物名	乗	率
鉄	砂	1.18801 × 0.007125
鉄	クローム鉄	1.18801 × 0.007125
鉄	マンガン鉄	1.18801 × 0.007125
非金属	白けい石	5.39253 × 0.007125

別表第三 樹種別素材生産推定量の算定に用いる乗率表

樹種	別	乗	率
針葉樹	す	ぎ	1.39462
	ひ	き	1.06728
	ま	坑木用材及びびサルナ用材として使用されるもの	0.88591
広葉樹	つ	その他のもの	1.14787
	な	ら	0.77660
広	な	ぶ	0.94773

00391

葉樹	その他の葉樹	坑木用材及びびサルナ用材として使用されるもの	その他のもの
		0.53322	1.28852